

# 「産業立地条例」による産業立地促進制度概要

建築物等の設備投資を行う場合

## ① 一般地域

区分	工場等	研究開発施設 <sup>*1</sup>	本社機能 <sup>*2</sup>
不動産取得税	1 / 2 軽減・2 億円限度 【要件】①新規正規雇用 <sup>**3</sup> 11人以上、②県内に住所を有するものに限らない※指定拠点地区は要件なし ※土地の範囲は立地促進事業家屋の垂直投影部分に限る。居抜物件及び既存敷地での増築等は軽減対象外。		
税軽減 法人事業税	1 / 4 軽減 (5年間) 【要件】①設備投資額 (土地除く) が 2 億円以上 (中小企業: 1 億円以上) ②新規正規雇用 11 人以上 ③県内に住所を有するもの		1 / 3 軽減 (5年間) 【要件】①新規正規雇用 6 人以上 ②県内に住所を有するものに限らない
	1 / 3 軽減 (5年間) (指定拠点地区) 【要件】①設備投資額 (土地除く) が 2 億円以上 (中小企業: 1 億円以上) ②新規正規雇用 11 人以上 ③県内に住所を有するもの ※軽減額は立地促進事業に従事する従業者を県内全従業員で課税標準額を按分して算出		
補助金 設備基準	【補助率】 設備投資額 (土地を除く) の 3% 以内 【要件】 ①先端事業 <sup>**4</sup> ②設備投資額 (土地を除く) が 20 億円以上 (中小企業: 10 億円以上) ※既存企業の既存敷地の場合、新展開事業必要	【補助率】 設備投資額 (土地を除く) の 5% 以内 【要件】 設備投資額 (土地を除く) が 5 億円以上	【補助率】 設備投資額 (土地を除く) の 5% 以内 【要件】 設備投資額 (土地を除く) が 20 億円以上 (中小企業: 10 億円以上)
	【補助限度額】上限なし 【交付方法】原則 10 年均等分割 <sup>**5</sup>		
雇用基準	【補助額】県内に住所を有する新規正規雇用者 30 万円 / 人 【要件】①設備投資額 (土地を除く) が 5 千万円以上 (本社機能立地は除く) ②新規正規雇用 11 人以上 ③県内に住所を有するもの 【限度額】3 億円 ※既存企業の既存敷地の場合、新展開事業必要		
融資 拠点地区 進出貸付	【利率】年 0.75% (固定金利) 【期間】15 年以内 (据置期間 2 年以内)	【限度額】100 億円 【要件】①指定拠点地区 ②地元雇用 11 人以上	

## ② 促進地域 (但馬地域、丹波地域、淡路地域、西脇市、多可町、神河町、赤穂市、たつの市 (旧新宮町の区域に限る)、宍粟市、上郡町、佐用町)

区分	工場等	研究開発施設	本社機能
不動産取得税	1 / 2 軽減・2 億円限度 【要件】①新規正規雇用 6 人以上 ②県内に住所を有するもの ※土地の範囲は立地促進事業家屋の垂直投影部分に限る。居抜物件及び既存敷地での増築等は軽減対象外。※指定拠点地区は要件なし		
税軽減 法人事業税	1 / 2 軽減 (5年間) 【要件】①設備投資額 (土地除く) が 1 億円以上 (中小企業: 0.5 億円以上) ②新規正規雇用 6 人以上 ③県内に住所を有するもの ※軽減額は立地促進事業に従事する従業者を県内全従業員で課税標準額を按分して算出		1 / 2 軽減 (5年間) 【要件】①新規正規雇用 6 人以上 ②県内に住所を有するものに限らない
補助金 設備基準	【補助率】 設備投資額 (土地を除く) の 5% 以内 【要件】 設備投資額 (土地を除く) が 1 億円以上 ※既存企業の既存敷地の場合、新展開事業必要	【補助率】 設備投資額 (土地を除く) の 7% 以内 【要件】 設備投資額 (土地を除く) が 1 億円以上	【補助率】 設備投資額 (土地を除く) の 7% 以内 【要件】 設備投資額 (土地を除く) 1 億円以上
	【補助限度額】上限なし 【交付方法】原則 10 年均等分割		
雇用基準	【補助額】県内に住所を有する新規正規雇用者 60 万円 / 人 県内に住所を有する新規非正規雇用者 30 万円 / 人 【要件】①新規正規雇用 6 人以上 ②県内に住所を有するもの 【限度額】3 億円 ※既存企業の既存敷地の場合、新展開事業必要		
融資 拠点地区 進出貸付	【利率】年 0.75% (固定金利) 【期間】15 年以内 (据置期間 2 年以内)	【限度額】100 億円 【要件】①指定拠点地区 ②地元雇用 6 人以上	

- ※1 研究開発要員が施設の全正規従業員の 20% を越え、かつ研究開発用面積が総面積の 20% 以上又は研究開発投資額が総投資額の 20% 以上
- ※2 3 大都市圏等 (東京都、埼玉県、神奈川県、京都府、大阪府、愛知県及び政令指定都市)、外国からの本社機能移転、又は県内本社機能の新増設 (県内既成都市区域への移転は除く) であって、本社機能 (事務所 (調査・企画、情報処理、研究開発、国際事業、管理義務であって、複数の事業所若しくは全社的な業務を行うもの)、研修所又は研究所 (重要な役割を担うもの)) の移転・新増設に係る計画を作成し、知事の認定を受け 2 年以内に事業を開始
- ※3 立地促進事業等確認日以降に新たに雇用する者又は県外施設から異動してきた者であって、雇用保険に加入する直接雇用者で、期間の定めなく継続雇用される者
- ※4 要項別表に規定する事業又はこれに準ずるものであって立地促進事業の実施に必要な高度な技術を活用するもの
- ※5 補助総額が 1 億円未満の場合は一括交付、1 億円以上 5 億円未満の場合は 5 年分割